

処遇改善加算支給に係る規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あきの会の介護福祉職員の人材確保並びに専門性向上・キャリアアップを推進し、処遇改善を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 当法人の運営する障害福祉サービス事業所で介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定できる事業所で、利用者に直接処遇を行う介護福祉職員が対象となる。

(支給方法)

第3条 処遇改善加算は、毎月の給与及び年間の一時金に分けて支給する。

2 年間の一時金は、年3回（7月・12月・3月）を基準とする。

3 支給日に在籍する職員（育児休業・私傷病による休職・懲戒による出勤停止者は含まない）

(支給基準)

第4条 支給額は以下の項目を勘案し理事長が毎年2月に決定する。

- ① 職員キャリアパス階層別評価
- ② 勤務成績、職務の軽重、勤怠などの勤務状況
- ③ キャリアアップに向けた自己研鑽

(支給の変更)

第5条 利用者利用率により加算額の変動が生じた場合、処遇改善手当並びに処遇改善手当の支給額の変更を行う。

附則1 この規定は、平成31年4月1日から施行する

附則2 この規定は、令和2年4月1日から施行する